

新しい「障害者基本計画」及び「障害者プラン」の策定について(案)

- 1 「障害者対策に関する新長期計画」が平成14年度で終期を迎えることに伴い、本年中を目途に平成15年度を初年度とする新たな障害者基本計画を策定する。

また、障害者基本計画の前期重点施策実施計画として、現行「障害者プラン」に替わる新たな障害者プランを策定する。

新「障害者基本計画」

- (1) 計画の性格
障害者基本法で策定を義務付けられた法定計画。[閣議決定]
- (2) 計画期間
平成15年度からの10カ年
- (3) 計画内容
 - ・ 計画の理念、目的
 - ・ 基本的考え方(総合的、横断的事項)
 - ・ 分野別の施策の基本的方向
 - ・ 推進方策

新「障害者プラン」

- (1) 計画の性格
新「障害者基本計画」の前期重点実施計画。[障害者施策推進本部決定]
- (2) 計画期間
平成15年度からの5年間
- (3) 計画内容
5年間に重点的に実施すべき具体的施策

〔福祉等公的サービス基盤、バリアフリー等の分野においては極力数値目標を設定。〕

2 検討体制

新しい「障害者基本計画」及び「障害者プラン」の検討に資するため、「新しい障害者基本計画に関する懇談会(仮称)」を開催するとともに、障害者施策推進本部に施策分野別の検討チームを設置する。

新しい障害者基本計画に関する懇談会(仮称)

- (1) 趣旨 新「障害者基本計画案」の作成に当たり、障害のある人等関係者の参加を求めて意見を聴取する。
- (2) 主催 官房長官
- (3) 参加者
 - ・ 障害のある人の代表
 - ・ 障害者福祉関係事業団体の代表
 - ・ 学識経験者等(必要に応じ、関係者の出席を求め意見を聴取する。)
- (4) 庶務 内閣府政策統括官(総合企画調整担当)で処理する。

障害者施策推進本部検討チーム

- (1) 趣旨 関係行政機関の緊密な連携の下に新しい「障害者基本計画」及び「障害者プラン」の総合的かつ効果的検討に資する。
- (2) 構成等
検討チームは以下の分野で設置する。
 - ・ 共通システム
 - ・ 教育・育成
 - ・ 雇用・就労
 - ・ 福祉・医療
 - ・ 建物・交通等のバリアフリー
 - ・ 情報・コミュニケーション
 - ・ 国際協力等各検討チームは、内閣府及び分野毎の主要関係省庁の課長級で構成する。
- (3) 各検討チームの庶務は、厚生労働省等関係省庁の協力を得て、内閣府政策統括官(総合企画調整担当)で処理する。
- (4) 留意事項
検討に当たっては、関係団体、学識経験者等関係者から適宜意見を聴取する。